

令和7年9月定例会

厚生委員会資料
(福祉保健部)

秋田市老人いこいの家の廃止について

本市では、人口減少・少子高齢化の進行と厳しい財政状況に対応するため、公共施設の複合化や廃止等による保有量の見直しを進めており、現在、年度内とりまとめに向けて、施設の利用状況や運営コスト、設置目的等を踏まえた保有優先度評価を行っているところである。

そうした中、秋田市老人いこいの家については、近年著しく施設の老朽化が進んでいることや、施設利用者数の減少により、老朽化への対応や利用と運営コストのバランスに課題があり、近隣の公共施設において設置目的を果たすことができることから、公共施設等最適化専門部会において先行協議した結果、令和7年度末で廃止することとしたものである。

1 老人いこいの家の概要

(1) 設置の目的と設置根拠

老人にいこいと研修の場を提供し、安らぎと教養の向上および、心身の健康の増進を図ることを目的とする。

設置条例：「秋田市老人いこいの家条例」

厚生省通知：「老人憩いの家の設置運営について」（昭和40年4月5日社老第88号）

(2) 施設概要と利用状況

	八橋老人いこいの家	飯島老人いこいの家	大森山老人と子どもの家
開所年月	昭和47年9月	昭和50年5月	昭和55年4月
住所	八橋本町一丁目4-3	飯島字堀川84-191	浜田字出小屋333-1
建物	鉄筋コンクリート造平屋建		
指定管理者	(福)秋田市社会福祉協議会 (指定管理期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日)		
利用状況			
年度 開館日数	利用者数 1日平均	利用者数 1日平均	利用者数 1日平均
4年度 296日	5,396人 18人	16,232人 55人	7,620人 26人
5年度 297日	5,739人 19人	15,466人 52人	6,947人 23人
6年度 297日	5,792人 20人	15,034人 51人	6,979人 23人
(平均) 296日	5,642人 19人	15,577人 53人	7,182人 24人
(参考) 利用者数最大値	32,372人 (平成21年度)	20,795人 (平成20年度)	36,603人 (平成21年度)
入浴利用	中止 (平成23年6月～)	あり	中止 (令和4年3月～)
令和6年度経費 (1人1日あたりの経費)	16,458,523円 (2,842円/人)	16,689,691円 (1,110円/人)	14,944,151円 (2,141円/人)

※八橋老人いこいの家については、日吉八幡神社の敷地を借用しており、土地賃貸借料年額1,399,500円を含む。

(3) 修繕状況（過去3年間）

年度	八橋老人いこいの家	飯島老人いこいの家	大森山老人と子どもの家
令和4年度	259,188円	924,790円	1,210,880円
令和5年度	728,750円	905,430円	797,159円
令和6年度	153,450円	1,237,797円	2,012,610円
主な修繕箇所	エアコン室外機 火災受信機	水道配管 ろ過ポンプ交換 暖房用ボイラー	体育館照明 非常用照明LED交換 コンプレッサー交換
今後必要となる 修繕箇所	空調設備更新 自動火災報知器交換	水道配管取替 自動火災報知器交換	空調設備更新 自動火災報知器交換 屋根防水シート張替 キュービクル（高圧受 電設備）交換（※令和9 年3月31日までに必要）

2 代替施設

施設廃止後は、以下の施設において、老人いこいの家の設置目的を果たすことができることから、各施設利用者に対して周知を図る。

八橋老人いこいの家	飯島老人いこいの家	大森山老人と子どもの家
八橋地区コミュニティセンター (240m)	下新城交流センター (1.5km)	西部市民サービスセンター (1.2km)
中央市民サービスセンター (600m)	下新城地区コミュニティセンター (2.3km)	
老人福祉センター (560m)	飯島地区コミュニティセンター (2.3km)	

※（ ）は各老人いこいの家からの直線距離

3 廃止に向けた全体スケジュール（案）

時 期	内 容
令和7年度	・9月議会 厚生委員会説明 →利用者への説明 ・2月議会 設置条例改正
令和8年度	・アスベスト事前調査 ・低濃度PCB使用コンデンサ等撤去 (大森山老人と子どもの家のみ)
令和9年度以降	・施設解体 ・土地返還（八橋老人いこいの家のみ）

※指定管理期間について令和10年3月31日までとなっていることから、指定管理期間の変更について、指定管理者と協議を行う。

4 老人いこいの家廃止後の施設について

(1) 八橋老人いこいの家

日吉八幡神社の敷地を借用していることから、土地返還に向け解体する。

(2) 飯島老人いこいの家および大森山老人と子どもの家

施設の老朽化が著しいため、利活用は困難であると考えていることから、解体する。

【参考】各施設の外観

(1) 八橋老人いこいの家



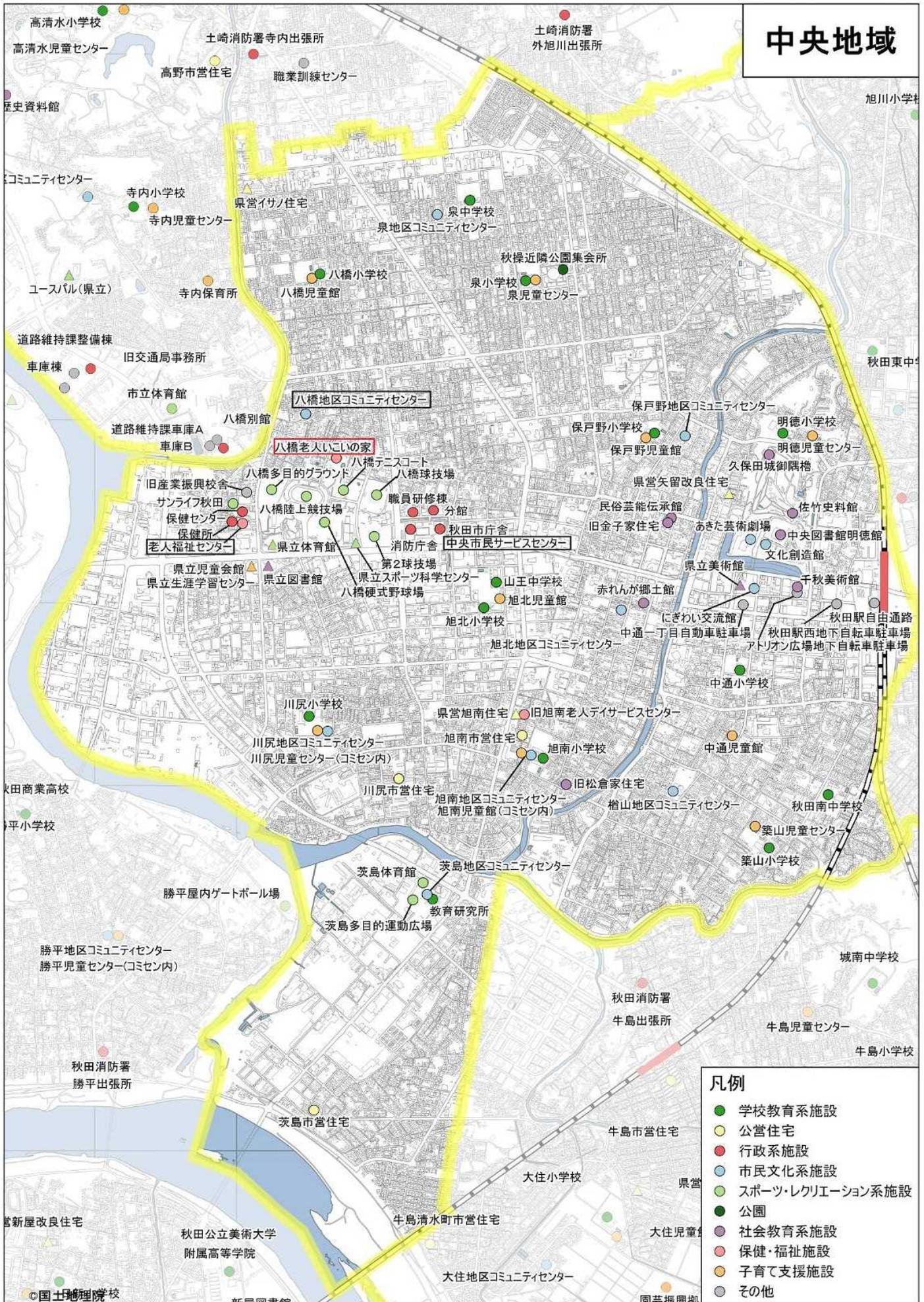
(2) 飯島老人いこいの家



(3) 大森山老人と子どもの家



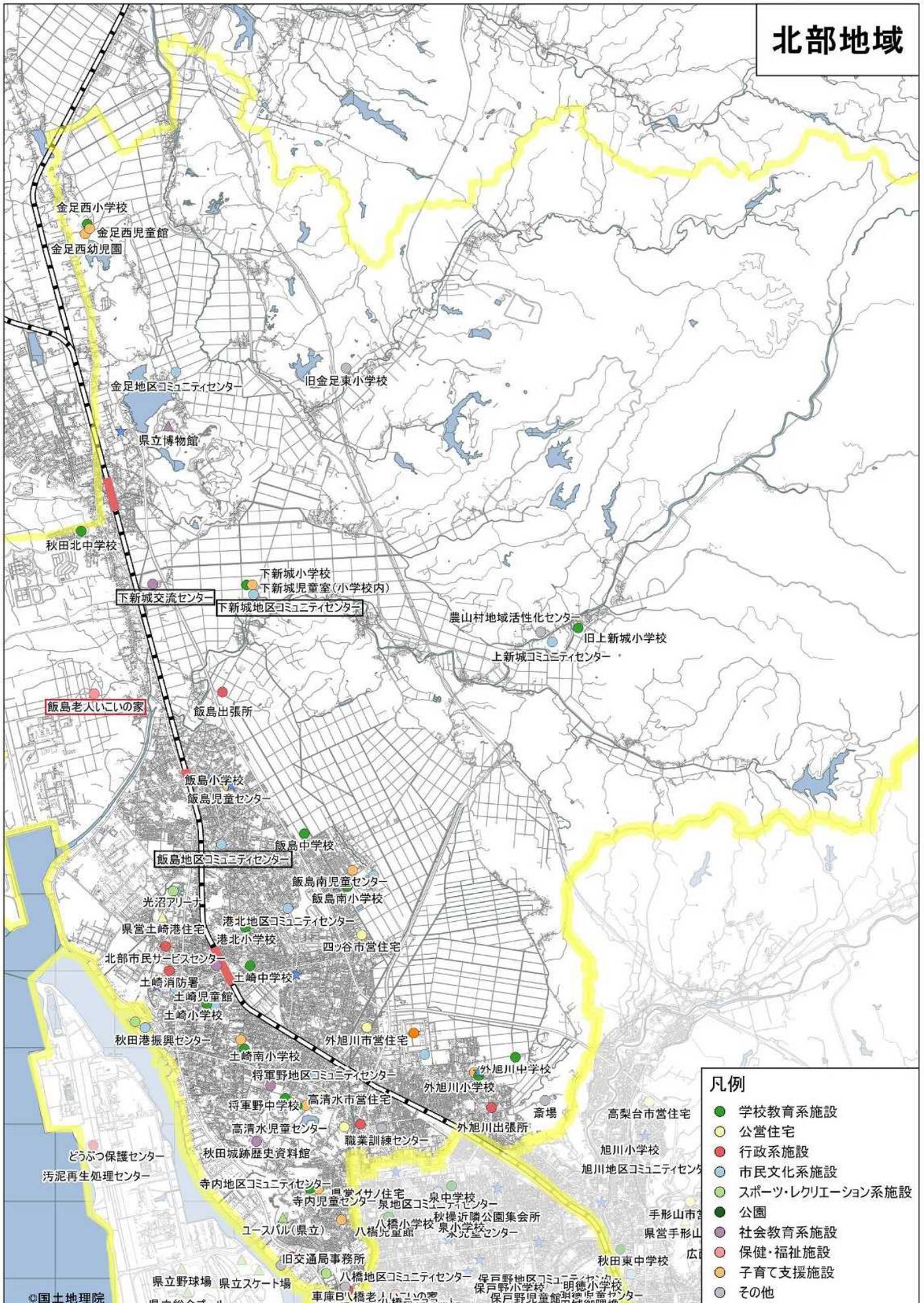
中央地域



凡例

- 学校教育系施設
- 公営住宅
- 行政系施設
- 市民文化系施設
- スポーツ・レクリエーション系施設
- 公園
- 社会教育系施設
- 保健・福祉施設
- 子育て支援施設
- その他

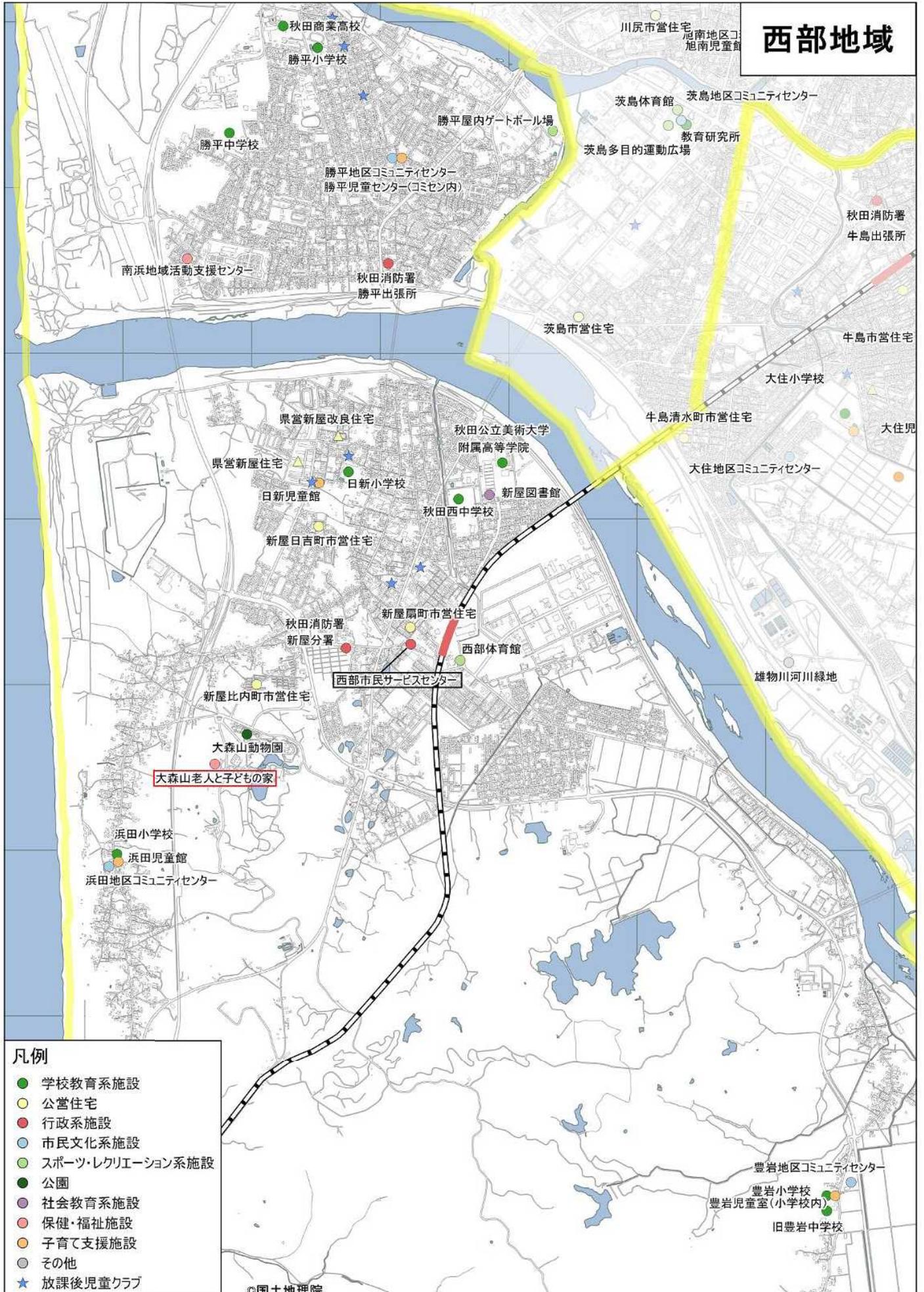
北部地域



凡例

- 学校教育系施設
- 公営住宅
- 行政系施設
- 市民文化系施設
- スポーツ・レクリエーション系施設
- 公園
- 社会教育系施設
- 保健・福祉施設
- 子育て支援施設
- その他

西部地域



凡例

- 学校教育系施設
- 公営住宅
- 行政系施設
- 市民文化系施設
- スポーツ・レクリエーション系施設
- 公園
- 社会教育系施設
- 保健・福祉施設
- 子育て支援施設
- その他
- ★ 放課後児童クラブ

秋田市雄和ふれあいプラザの廃止について

本市では、人口減少・少子高齢化の進行と厳しい財政状況に対応するため、公共施設の複合化や廃止等による保有量の見直しを進めており、現在、年度内とりまとめに向けて、施設の利用状況や運営コスト、設置目的等を踏まえた保有優先度評価を行っているところである。

そうした中、秋田市雄和ふれあいプラザについては、利用者の低迷が続いており、利用と運営コストのバランスに課題があり、近隣の公共施設である雄和市民サービスセンターにおいて設置目的を果たすことができることから、公共施設等最適化専門部会において先行協議した結果、令和7年度末で廃止することとしたものである。

1 雄和ふれあいプラザの概要

(1) 設置の目的と設置根拠

高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者およびその家族に対する相談、指導等の援助を行うことにより、高齢者の保健福祉の増進を図ることを目的とする。

設置条例：「秋田市雄和ふれあいプラザ条例」

(2) 施設概要と利用状況

開所年月	平成12年1月		
住所	雄和妙法字上大部77番地 1		
建物	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 (297.30㎡)		
指定管理者	(福)秋田市社会福祉協議会 (指定管理期間：令和3年4月1日～ 令和8年3月31日)		
利用状況			
年度	開館日数	利用者数	1日平均
令和4年度	243日	2,259人	9人
令和5年度	243日	2,226人	9人
令和6年度	244日	2,263人	9人
	(平均)243日	2,249人	9人
(参考)利用者数最大値	12人 (平成30年度、令和元年度)		
令和6年度経費 (1人1日あたりの経費)	4,685,887円 (2,071円/人)		

2 施設の現状

今後、屋根塗装工事（約250万円）や電話回線工事（約40万円）が見込まれる。

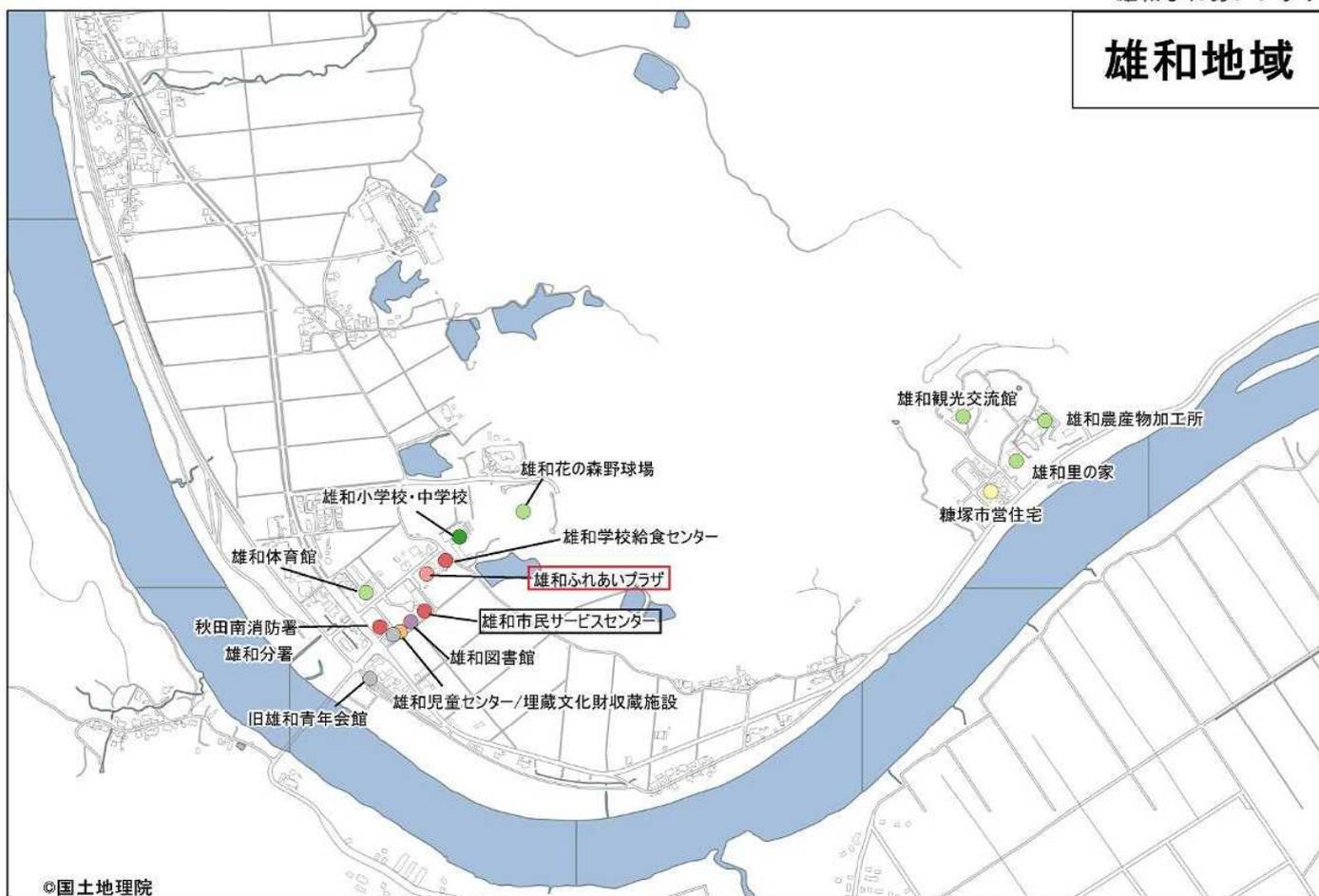
3 雄和ふれあいプラザ廃止後の施設の利活用について

法定耐用年数（30年）に満たないことから、活用先について庁内照会を行い、施設の利活用を図る。

【参考】 外観



雄和地域



生活保護費の障害者加算認定誤りに係る費用返還決定処分の対応について

障害者加算の認定誤りにより費用返還を求めていた79人に対して、再調査を実施した結果、費用返還を求めないとしたことを令和7年9月1日付けの議員配付資料により報告しておりましたが、その後の対応について報告します。

1 これまでの経緯

- (1) 令和5年5月の会計検査院実地検査により障害者加算の認定に一部誤りがあるとの指摘を受け、一斉調査を行ったところ、120人の加算認定に誤りがあったことが同年11月に判明した。
- (2) 認定誤りにより生じた生活保護費の過支給について、県の助言を仰ぎつつ、自立更生に資する費用の調査を行い、令和6年3月から順次、当該費用を控除した上で、調査が完了した115人のうち79人に対して、返還決定処分を行い、返還を求めた。なお、36人については、当該費用の控除等により、返還を求めないこととした。
- (3) 当該返還決定処分を不服とする3人が令和6年8月および10月に処分の取消しを求める審査請求書を、審査庁である秋田県に提出し、令和7年7月に秋田県から返還決定処分を取り消す裁決があった。
- (4) 令和7年7月、裁決書の中で返還決定処分の判断の過程において考慮すべき事情を十分考慮しないことにより、著しく妥当性を欠き、違法であるとされたことから、取消し裁決のあった3人を含む79人について、再調査を行った上で、改めて決定処分を行うこととした。
- (5) 令和7年8月27日、再調査の結果、返還を求めた全ての案件について、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれや世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるものと判断し、返還を求めないこととした。

2 返還決定状況

		人数	①返還対象額	②自立更生費等	③返還決定額 (①-②)	再調査後	
						④返還決定額	⑤取り消した額 (③-④)
決定	返還を求めた	79人	57,204,782円	25,777,871円	31,426,911円	0円	31,426,911円
	返還を求めなかった	36人	19,267,733円	19,267,733円	0円	-	-
	小計	115人	76,472,515円	45,045,604円	31,426,911円	0円	31,426,911円
	未決定	5人	4,871,336円	-	-		
	合計	120人	81,343,851円	-	-		

3 再調査後の対応

- (1) 令和7年9月8日に返還を求めた全ての案件の返還決定処分を取り消し、返還額を0円とする決定処分を行った。
- (2) 同月16日から対象者宅に順次訪問し、先の処分取消通知および返還額0円の通知、過誤納金還付通知を手交し、改めてお詫びした。
- (3) 同月22日に納付されていた返還金について、対象者へ還付した。

4 還付額

4,977,858円

①収納額(納付者数)	②還付加算金(対象者数)※	③還付額(①+②)
4,943,458円(57人)	34,400円(7人)	4,977,858円

※還付加算金…地方自治法第231条の3第4項の規定に基づき過誤納金に加算する額

5 その他

- ・ 障害者加算削除による保護変更決定に対して審査請求を行っている4人に対しては、当該審査請求の裁決後に対応を検討する。
- ・ 体調不良を訴えている1人に対しては、決定処分に向けて引き続き対応していく。